

## 水戸地方農業共済事務組合改正規約

### 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定による一部事務組合とし、水戸地方農業共済事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次に掲げる市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

水戸市 大洗町 茨城町 城里町

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に定める業務に係る事務を共同処理する。

- (1) 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づく農業共済事業に関する業務
- (2) 法第188条第1項の規定に基づき法第10条第1項に規定する全国連合会から委託を受けて行う農業経営収入保険事業に関する業務

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎字大高4638番地の2に置く。

### 第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙)

第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員（以下「組合議員」という。）の定数は13人とし、関係市町ごとの定数は、次表のとおりとする。

市町名	水戸市	大洗町	茨城町	城里町
定数	5人	2人	3人	3人

計
13人

2 前項の組合議員は、関係市町の議会（以下「市町議会」という。）において、議員の中から選挙する。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町議員としての任期による。

2 組合議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた市町において、補欠選挙を行わなければならない。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会は、組合議員の中から議長及び副議長をそれぞれ1人選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

### 第3章 組合の執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者)

第8条 組合に管理者1人、副管理者4人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は、関係市町の長がこれを互選する。

3 副管理者は、管理者以外の関係市町の長及び管理者の所属する市町の副市町長をもってこれにあてる。

4 管理者は、組合を代表し、その業務を総理する。

- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- 6 会計管理者は、補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。
- 7 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。
- 8 管理者及び副管理者は、関係市町の長又は副市町長の職を失ったときは、その資格を失う。

(監査委員)

第9条 組合に監査委員3人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員の中から選任する。この場合において、知識経験を有する者から選任する監査委員は1人、組合議員の中から選任する監査委員は2人とする。
- 3 監査委員の任期は、知識経験を有する者から選任される者にあつては4年、組合議員の中から選任される者にあつては組合議員の任期による。

(職員)

第10条 第8条に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

(経費支弁の方法)

第11条 組合の経費は、条例の定める賦課金のほか補助金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計)

第12条 組合の会計は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定に基づき、同法の財務規定等を昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

付 則（昭和59年10月9日地指令第912号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

付 則（平成4年2月7日地指令第7号）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成4年3月3日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この規約の施行の日から平成7年4月30日までの間に限り、この規約による改正後の水戸地方農業共済事務組規約（以下「新規約」という。）第5条第1項の規定による水戸市の組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）については、同市の議会の議員の中から4人、同市参与の中から3人をそれぞれ選挙するものとする。この場合において、水戸市参与の中から選挙された当該組合議員の任期については、新規約第6条第1項の規定にかかわらず、同市参与としての任期によるものとする。

付 則（平成14年1月31日地指令第7号）

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成16年10月14日市町村指令第31号）

この規約は、平成16年10月16日から施行する。

付 則（平成17年1月19日市町村指令第4号）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規約の施行の日から平成 19 年 4 月 30 日までの間に限り、水戸市から選出される水戸地方農業共済事務組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）については、この規約による改正後の水戸地方農業共済事務組合同規約（以下「新規約」という。）第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、同市の議会において、議員及び参与の中から選挙するものとする。
- 3 前項の規定により水戸市の参与の中から選挙された組合議員の任期は、新規約第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、同市の参与としての任期によるものとする。

付 則（平成 17 年 3 月 29 日市町村指令第 34 号）

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その在任中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による改正後の第 8 条第 1 項、第 6 項及び第 8 項の規定は適用せず、この規約による改正前の第 8 条第 1 項及び第 8 項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第 1 項中「収入役 1 人及び副収入役 3 人」とあるのは「収入役 1 人」と、同条第 8 項中「収入役及び副収入役」とあるのは「及び収入役」と、「助役」とあるのは「副市町長」とする。
- 4 第 2 項の場合におけるこの規約による改正後の第 8 条第 7 項の規定の適用については、同項中「会計管理者」とあるのは「収入役」とする。

付 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。